

耐震診断結果の総括表(埼玉県所管分)

令和6年12月4日

用途	合計	棟数		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性			工事中
		所有者の区分		I	II	III	
		公共	民間				
学校	285	285	0	1	0	284	0
体育館	5	5	0	1	0	4	0
病院、診療所	9	1	8	3	1	5	0
集会場、公会堂	8	8	0	1	0	7	0
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗	6	0	6	0	0	6	0
幼稚園	1	0	1	0	0	1	0
庁舎	12	12	0	2	1	9	0
危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物	3	0	3	1	0	2	1
合計	329	311	18	9	2	318	1

構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価区分は次のとおりです。

- I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い
- II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性がある
- III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が低い

※耐震改修済みの建築物についてはⅢに分類する。

※震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

※いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

※除却した建築物は棟数から除いています。